

## プロポーザル方式実施説明書

### 第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

#### 1 プロポーザルの概要

##### (1) 業務の概要

ア 業務委託名 令和6年度感動産業特区プロモーション事業

イ 業務内容 (1) 県外催事への出展等プロモーションの実施（3回程度）

うるま市の観光PRに効果的と考えられる県外催事にて、うるま感動コンテンツ、観光大使（HY）や感動産業特区アンバサダー（現代版組踊「肝高の阿麻和利」）等を活用したプロモーションを実施すること。  
なお、県外催事のうち1回は「はいさいFESTA」に出展すること。  
はいさいフェスタの出展については、はいさいフェスタ主催者とうるま市で調整を進めており、本事業の事業契約締結後、情報を整理し、出展を行うこと。

##### 【はいさいフェスタ】

日程：令和6年5月3日（金）～6日（月）

会場：神奈川県川崎市

（ラ チッタデッラ、タイムズ川崎駅東口、JR川崎駅東口等）

URL：<https://lacittadella.co.jp/lp/haisai/>

##### (2) SNS等各種メディアやインフルエンサーを活用した情報発信

SNS、新聞、テレビ、YouTube等を活用し効率的な情報発信を行うこと。

##### (3) プロモーションからうるま市への誘客手法の検討及び実施

市内観光事業者等と連携し誘客体制を構築した上で、高付加価値ツーリズムを創出すること。

##### (4) 業務報告書の作成

令和6年度事業における成果、課題、次年度以降の展開、戦略を整理し、報告書として取りまとめること。

##### 【成果品】

・業務報告書（A4版、カラー）・・・10部

・業務報告書のデジタルデータ一式・・・CD-ROM 1枚

ウ 履行期間 契約締結の日から令和7年3月21日（予定）

エ 契約上限金額 34,998,700円（消費税及び地方消費税を含む）

## (2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	業務説明資料	
3	評価基準	
4	プロポーザル方式実施説明書	
5	契約書（案）	
6	様式 1	参加意向申出書
7	一部様式あり	参加資格を確認するために必要な書類
8	様式 2	参加資格確認結果通知書
<del>9</del>	<del>様式 3</del>	<del>事前説明会参加届</del>
10	様式 4 - 1	質問書
11	様式 4 - 2	質問回答書
12	様式 6	企画提案書
13	任意	企画提案書補足資料
14	様式 6 - 1	会社概要表
15	様式 6 - 2	参考見積書（内訳書）
16	様式 6 - 3	実施体制表
17	様式 6 - 4	委託事業のスケジュール表
18	様式 6 - 5	実績書
19	様式 5	結果通知書

## (3) スケジュール

参加申込書受付期間	令和6年3月19日（火）から令和6年3月29日（金）午後3時
質問書受付期間	令和6年3月18日（火）から令和6年3月29日（金）午後3時
市HPへ回答の公表	令和6年4月2日（火）
参加資格確認結果通知書交付日	令和6年4月2日（火）
企画提案書等提出期間	令和6年3月19日（火）から令和6年4月5日（金）午後3時
1次審査結果通知日	令和6年4月10日（水）
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年4月12日（金）
2次審査結果通知日	令和6年4月15日（月）
契約締結	令和6年4月18日（木）※予定

## **2 担当部署及び問い合わせ先**

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号

うるま市経済産業部 観光イベント課 担当：山根、石川

電話 098-923-7612 FAX098-923-7623

メールアドレス kouji-y3@city.uruma.lg.jp

## **3 参加するために必要な資格**

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び納期限が到来しているうるま市税に未納がない者であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)はすべての構成員が満たすのものとし、(3)については、構成員のいずれかが満たしていること。

## **4 参加手続き等**

- (1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和6年3月29日（金）午後3時00分まで（必着）

イ 提出先 うるま市経済産業部観光イベント課観光係 担当：山根、石川

ウ 提出方法 持参又は郵送（受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

（ア） 参加意向申出書（様式1）

（イ） 参加資格を確認するために必要な書類

ア 定款（法人のみ）

イ 全部事項証明書又は登記簿謄本

ウ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3ヶ月以内のもの）

エ 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書）

オ 暴力団排除に関する誓約書

カ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）

キ 委任状（支社等に本件業務委託に関する行為を委任する場合に限る。）

※共同企業体による申し出の場合、ア～オの書類は、共同企業体を構成するすべての事業者分提出すること。

（2） 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付方法 参加意向申出者全てに対し電子メールで通知する

イ 日 時 令和6年4月2日（火）

（3） 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

（2）で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和6年4月4日（木）午後5時まで

（午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 うるま市経済産業部観光イベント課

エ 様 式 任意様式

（4） 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間うるま市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和6年3月29日（金）午後3時まで（必着）

イ 提出先 うるま市経済産業部観光イベント課

ウ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

エ 回答及び方法 令和6年4月2日（火）市HPへ回答を公表する。

## **5 参加資格の喪失**

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
  - ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
  - イ 第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

## **第2章 企画提案書等について**

### **1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容**

- (1) 提出物
  - ア 企画提案書（様式6）
  - イ その他資料
    - ・ 企画提案書補足資料（任意）
    - ・ 会社概要表（様式6-1）
    - ・ 参考見積（様式6-2）
    - ・ 実施体制表（様式6-3）
    - ・ 委託業務のスケジュール表（様式6-4）
    - ・ 実績書（様式6-5）
- (2) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

※副本は審査の公平性を期すため提案者欄などは空欄にすること。
- (3) 提出先 うるま市経済産業部観光イベント課観光係 担当：山根、石川
- (4) 提出期限 令和6年4月5日（金）午後3時00分まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。）

### **3 企画提案書等作成にあたっての留意点**

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。

### **4 無効となる企画提案書**

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。

- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。ただし、プレゼンテーションを行わない場合は該当しない。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。ただし、参考見積書の提出を求めない場合は該当しない。

## **5 企画提案書等の取扱い**

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

## **第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定**

### **1 企画提案書等の審査**

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

- (1) 審査の実施
  - ア 第1次審査（書面審査）
    - (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
    - (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
    - (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和6年4月10日（予定）までに、書面にて通知する。
  - イ 第2次審査（プレゼンテーション）
    - (ア) 実施日 令和6年4月12日（予定） ※詳細については対象者に別途連絡する。
    - (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
  - (エ) プレゼンテーションへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。
- ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

## **2 受託候補者の特定**

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合  
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知  
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和6年4月15日（月）までに通知する。

## **3 特定の取消**

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
- (2) 第1章4（1）エ及び第2章2（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

### 4 審査結果に対する異議申し立てについて

- (1) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

## **第4章 その他**

### **1 その他**

- (1) 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

- (2) 本事業に係る契約準備行為は令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。市議会において当初予算案が否決された場合又は、沖縄振興特別推進市町村交付金が交付されない場合は契約を締結しないことがある。